

# 憲法案、連邦議会を通過 英議会の承認後に発布

カナダが自主憲法をもち、名実共に独立国家となる日が近づいた。

カナダ連邦議会上院は十二月九日、前月下院を大差(賛成二四六、反対二四)で通過した「憲法決議案」を、賛成五九、反対二三で可決、連邦政府は決議案をただちに英国議会議に送付した。英国議会議は一月中に審議を開始する予定で、カナダの要請通り、何の変更も加えずに同決議案を承認することが確実視されている。英国議会議の承認、エリザベス女王の裁可があり次第、カナダ政府は決議案を新憲法として発布する運びとなる。

これにより、カナダは一八六七年の建国以来続いていた「不自然な状態」によりやく終止符を打つことになる。一九三一年の「ウェストミンスター条例」の結果、英連邦下の自治領はそれぞれ母国と完全に同等な独立国として自らの憲法を有することになった。しかし、カナダで

は憲法に相当する「英国領北アメリカ法」(BNA)の修正方法について意見がまとまらなかつたため、同法に関する法的権限を引き続き英国議会議に付託することになった。それが、五十年目にしてようやく改められるわけである。

決議案は、BNAのカナダ移管を明記しているほか、次のように権利と自由の憲章、原住民の権利、憲法会議、地域格差の是正および憲法改正の方法と手続きについて条文化し、さらに資源に関する条項を含めた内容になっている。

## ●権利と自由の憲章

良心、宗教、思想、信条、言論、平和的集会などの基本的自由、選挙・被選挙権、州間を移動・移住する権利、生命や自由への権利、不当な捜索に対する権利などの法的権利、そして法の下における個人個人の平等を保障する。

英語とフランス語は、連邦政府と連邦議会議のすべての機関およびニュー・ブランスウィック州政府と州議会議において、同等の地位と権利を有する。

英語系住民またはフランス語系住民が少数派である州において、その少数派の言語を第一言語とする場合、あるいは本人が少数派の言語で初等教育を受けている場合、その州において子供にも同じ言語で初等、中等教育を受けさせることができる。自分の子供が一人でもカナダで英語もしくはフランス語による初等または中等教育を受けたことがあるか、あるいは現在受けている場合、親はほかの子供たちにも同じ言語で教育を受けさせる

権利を有する。

## ●原住民の権利

原住民(インディアン、イヌイット、メティス)に対する既存の権利を確認する。

## ●平衡化と地域格差

連邦議会議と各州議会議は、カナダ政府と共に、地域格差の是正を図る。連邦議会議と連邦政府は、各州政府が公的サービスに格差なく実施できるよう、平衡交付金を支払う原則を支持する。

## ●憲法会議

連邦政府首相は、この条項が発効して



憲法決議案が連邦議会議を通過、議員たちから祝福を受けるトルド一首相(中央)。

から一年以内に、同首相と各州首相で構成する憲法会議を開催する。

## ●憲法改正の手続き

憲法改正は、上下両院の決議、もしくは全州の人口の過半数を占める三分の二(七州)以上の州の同意が必要。憲法改正が、ある州の権利、権限、あるいは特典を減ずる場合、その州は州議会議の過半数の承認を得てこれらの権利、権限、特

典を保留することができる(ただし五年目に再決議が必要)。教育その他の文化的事項に関する立法権を州から連邦議会議に移管する憲法改正がなされる場合、連邦政府はこの改正の適用除外を希望する州に対して妥当な補償を行う。女王、総督、下院議員の州別定員、最高裁の構成といった重要事項に関する改正は、上下両院および各州議会議の承認を必要とする。

## ●一八六七年憲法(BNA)の修正条項

BNA(一八六七年)第九十二条のすぐあとに、非再生天然資源、森林資源および電力に関する条項(九十二条A項)を追加する。同項は、各州において、州内の非再生天然資源の探査、非再生天然資源および森林資源の開発・保護・管理、発電施設の建設・保全・管理に関する法律は、州議会議のみが制定できることと定めている。

この憲法決議案は、公布とともに、「一九八一年憲法」として、一八六七年のBNA、それ以後のBNA追加条項、その他の法令や総督令、これらの法令の修正条項とともに、「カナダ憲法」を構成する。なお、憲法決議案に依然として反対しているケベック州政府は、他の九州と連邦政府が合意した憲法案に対して拒否権をもっていると主張、ケベック上訴裁判所に提訴した。連邦政府は、BNAのカナダ移管は連邦政府が単独でできるという昨年九月の最高裁判所の決定を引用して、ケベック州の考え方には根拠がないと反論している。